

# 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **2月8日** (日曜日)

投票時間 **午前7時** から **午後6時** まで

## 投票できる方

- 投票できる方の住所要件  
選挙人名簿登録基準日(令和8年1月26日)において、引き続き印南町に3ヶ月以上住所を有していること
- 年齢要件  
選挙期日(令和8年2月8日)現在で、満18歳以上の方(平成20年2月9日以前に生まれた方)

投票日に投票できない方は  
「**期日前投票**」を利用  
しましょう



投票したくても、投票日に選挙に行けない方は、告示日の次の日から、投票日の前日までの間に投票することができます。

## 期日前投票ができる期間

**1月28日** (水) ~ **2月7日** (土) 午前8時30分から午後8時00分まで

【期日前投票所】 印南町役場 1階ロビー

(※ただし、最高裁判所裁判官国民審査の投票は2月1日(日)からとなります。)

印南町選挙管理委員会 ☎ 0738-42-1736

## 不在者投票

出張や旅行、入院中などの場合、投票所に投票に行けない方は、「滞在地」や「病院・施設」での投票ができます。

## 不在者投票の流れ

- ① 印南町選挙管理委員会に不在者投票用紙を請求する  
(病院や施設などに入院・入所されている方は施設長に申し出てください)
- ② 郵送で投票用紙が届く
- ③ 滞在地の選挙管理委員会に行って投票する

## 施設での投票

病院、老人ホーム、保健施設、厚生援護施設などに入所されている方は、病院(施設)長に不在者投票の手続を申し出て頂くと、病院や施設で不在者投票をすることができます。この申し出は、告示日前からでも可能です。遅くとも2月4日(印南町選挙管理委員会必着)までに行ってください。

ただし、不在者投票の取扱いができるのは、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に限られていますのでご注意ください。

## 滞在先の市区町村における投票

学校や仕事、旅行などのため、投票日の当日、又は期日前投票期間に投票所に行けない方は、滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。この申し出は、告示日前からでも可能です。遅くとも2月4日(印南町選挙管理委員会必着)までに行ってください。

## 郵便による投票

身体に次の障害があり身体障害者手帳(注1)、または戦傷病者手帳を持っている方、及び介護保険の被保険者証に要介護度が5と記載されている方は、自宅において郵便投票をすることができますので、詳しいことは印南町選挙管理委員会へおたずね下さい。

### (※注1) 障害名

- 両下肢・体幹若しくは移動機能の障害で、1級又は2級
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸若しくは小腸の障害で、1級又は3級
- 肝臓の障害で1級から3級
- 免疫の障害で1級から3級

## 郵便等による不在者投票の代理記載

郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票を記載することができない方、次の事項に該当する方は、あらかじめ印南町選挙管理委員会に届け出た者に投票に関する記載をさせることができます。

- 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級と記載の方
- 戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までと記載の方